

南阿蘇鉄道復旧復興支援事業協力事業者募集要項

1 目的

平成28年熊本地震により甚大な被害を受けた南阿蘇鉄道の全線復旧及び復興支援と、地元特産品等のPRによる産業振興促進を目的として、南阿蘇鉄道のインターネットサイト等において復興支援品を掲載・販売し、その一部を支援金として南阿蘇鉄道の復旧復興事業に活用します。

2 応募事業者の要件

応募事業者は、下記の要件に全て適合していることを要件とします。

- ① 熊本県内で生産又は製造又は加工又は販売又は提供商品、及びサービスの提供者であること。
- ② 熊本内に本社または主たる事業所を有する法人または個人。
- ③ 各種法律、条令、規則等に沿った製造・販売を行っていること。
- ④ 本人（法人にあっては代表者）及び従業員等関係者が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団又は暴力団員並びに暴力団密接関係者でない者。
- ⑤ 税等の滞納がないこと。ただし、過去5ヶ年度にこれらの滞納があった場合には別途協議し、判断する。

※ただし、上記の要件に適合しても南阿蘇鉄道が応募事業者として適当でないと認められた場合は参加できないことがあります。

- 2 その他南阿蘇鉄道が適当と認めるもの。

3 応募商品

本県の魅力を実感し、同時に本県のPRと地域産業の振興につながるような商品とします。

- ① 熊本県内で生産、製造、加工、販売、提供される商品、サービス。
- ② 提供商品の中で各行政機関の許認可等が必要なものがある場合は、適法な手続きを済ませているもの。
- ③ 飲食物の場合、原則として寄附者に到着して1週間以上の消費期限・賞味期限が保証される商品。
- ④ 品質及び数量の面において、確実な安定供給が見込めるもの。
（ただし、期間限定・数量限定で供給可能であれば構いません。）
- ⑤ 商品情報の開示が可能であるもの。
- ⑥ 既定の商品と競合しないもの。

※1事業者につき応募商品の区分ごとに、5点を限度とします。

※登録商品であっても、インターネットの申込サイトには掲載できない場合があります。

4 価格の表示

応募商品の価格は、送料、消費税、梱包料、手数料等すべて含むものとします。なお、提供商品は品物だけではなく、サービス（宿泊・食事の割引券、施設利用券など）も対象とし、単品に限らず、商品の詰め合わせやサービスの組み合わせでも構いません。

5 応募商品の発送及び支払方法

- ① 南阿蘇鉄道ホームページ特設サイトから申込者が注文。
- ② 南阿蘇鉄道が事業者へ発注。
- ③ 事業者から申込者へ商品を発送。
- ④ 事業者が月末締めで南阿蘇鉄道へ請求。
- ⑤ 請求後 30 日以内に南阿蘇鉄道から事業者へ代金の支払い。

※商品は、南阿蘇鉄道からの受注後、速やかに発送するものとします。ただし、季節により収穫する特産品である場合は、その収穫時期に発送するものとします。

※一連の受発注及び決済手続きを一括して業務代行業者に委託する場合があります。

6 募集期間

平成 28 年 12 月公募開始日から平成 29 年 1 月 13 日まで

※商品によって選考・承認・掲載に時間を要する場合があります。

7 申込方法

南阿蘇鉄道復旧復興支援事業者参加申込書に必要事項を記入し、必要書類とともに提出してください。なお、南阿蘇鉄道公式ホームページからダウンロードしていただくか、南阿蘇鉄道にて配布するものをご使用ください。

- ① 南阿蘇鉄道復旧復興支援事業者参加申込書
- ② その他、提出が必要となる書類（販売許可証等）

8 選考

申込内容を審査し、南阿蘇鉄道復旧復興支援商品として適当かどうか、また、適切な事業者かどうかなどを総合的かつ定期的に判断します。

審査結果は、応募事業者へ郵送にて通知するとともに、弊社ホームページで公表いたします。なお、審査に関する異議申し立ては一切受付しませんので予めご了承下さい。

9 個人情報の取扱い

支援事業者は、この事業による業務を遂行するため、寄附者の氏名、住所、電話番号等の個人情報について厳重に取り扱うとともに、関係法令等を順守してください。なお、提供事業者でなくなった場合も同様です。

寄附者の個人情報は、提供商品の送付以外の目的には使用できません。ただし、提供商品送付時に同封したパンフレット等による販促で、提供事業者が寄附者から独自に入手した個人情報は対象外とします。

10 報告義務

次のいずれかに該当するときは速やかに南阿蘇鉄道に報告してください。

- ① 商品の発送に遅延が生じたとき。
- ② 商品が販売中止または終了など、寄附者に対して商品の提供ができないおそれが生じたとき。
- ③ 商品の品質に対するクレームや発送過程で事故が生じたとき。

④ 申込時と商品の内容が変更になる恐れが生じたとき。

11 承認の解除等

支援事業者、又はその提供商品が本事業にふさわしくないと認められた場合は、提供商品に係る承認を取り消すものとします。

12 申込み・問合せ先

〒869-1602

熊本県阿蘇郡高森町大字高森 1537 番地 2

南阿蘇鉄道株式会社 総務課

電 話 : 0967-62-1219

F A X : 0967-62-0433

メー ル : nantetsu@athena.ocn.ne.jp